〇 主文

当裁判所が当庁昭和五一年(行ク)第九号執行停止申立事件について同年七月九日になした執行停止決定(ただし、抗告審における取消部分を除く。)、及び、大阪高等裁判所が抗告審として同庁昭和五一年(行ス)第一〇号事件について同年八月九日になした決定を、いずれも取消す。

申立費用は相手方らの負担とする。

〇 理由

一 本件の本案である昭和五一年(行ウ)第一六号行政処分無効確認請求事件は、同事件記録によれば、昭和五五年八月二八日原告A外三名の訴の取下により終了したことが明らかであるから、本件執行停止決定はその前提を欠くに至つたもので、これを取消すべきである。

三 よつて、行訴法二六条一項、七条、民訴法八九条、九三条により主文のとおり 決定する。

(裁判官 富澤 達 松本克己 鳥羽耕一)